

第60回
福島県公立学校退職校長会
西白河大会

期 日 令和8年6月9日(火)
会 場 シ ン 鹿 島



小峰城三重櫓（白河市）

主 催	後 援	福 島 県 公 立 学 校 退 職 校 長 会
		白 河 市 教 育 委 員 会
		福 島 県 市 町 村 教 育 委 員 会 連 絡 協 議 会 石 川 支 会
		福 島 県 市 町 村 教 育 委 員 会 連 絡 協 議 会 西 白 河 支 会
		福 島 県 市 町 村 教 育 委 員 会 連 絡 協 議 会 東 白 川 支 会
主 管		福 島 県 公 立 学 校 退 職 校 長 会 西 白 河 支 部



昌建寺のしだれ桜（泉崎村）



川田神社の狛犬（中島村）

目 次

□	第60回 福島県公立学校退職校長会西白河大会日程	2
I	開 会 式	2
II	講 演	3
	演題 「史跡小峰城跡の地震被害から復興への姿」	
	講師 白河市建設部文化財課 文化財専門研究員 <small>すず</small> 鈴 <small>き</small> 木 <small>いさお</small> 功 様	
III	体 験 発 表	
1	安達支部	5
	「知る 活かす 伝える ふるさとの歴史と誇り」	
	～『石川弾正顕彰会』の創設と活動～	日下部 善 己
2	北会津支部	6
	「肉眼では見えない世界に迫る」	滝 沢 玲 子
3	相馬支部	7
	「生かされた命を生きる」～防災で紡ぐ未来（いま）～	
		高 橋 誠
IV	大 会 宣 言	8
V	閉 会 式	9
■	参考資料 令和8年度「要望活動」の方針	10
■	参考資料 県大会及び体験発表支部	11
■	大会役員・大会実行委員	12
■	福島県公立学校退職校長会役員	13
■	福島県公立学校退職校長会会則等	14～16

第60回 福島県公立学校退職校長会西白河大会日程

	10:00	10:30	11:10	11:20	12:20	13:20	14:30	14:40	14:50	15:00
	受付 (30)	開会式 (40)	休憩 (10)	講演 (60)	昼食・懇談 (60)	体験発表 (70)	休憩 (10)	大会宣言 (10)	閉会式 (10)	

I

開 会 式

10:30～11:10

- 物故会員への黙祷 -

- 1 開式のことば
- 2 国歌斉唱
- 3 会長あいさつ 福 士 寛 樹
- 4 大会実行委員長あいさつ 鈴 木 且 雪
- 5 来賓あいさつ
 - (1) 福島県教育委員会教育長 鈴 木 竜 次 様
 - (2) 白河市長 鈴 木 和 夫 様
- 6 来賓紹介・祝電披露
- 7 閉式のことば

演 題 「史跡小峰城跡の地震被害から復興への姿」

講師 白河市建設部文化財課 文化財専門研究員 ^{すず} ^き 鈴木 ^{いさお} 功 様

【講師紹介】

昭和36年（1961） 矢吹町生まれ。

昭和60年（1985） 國學院大學文学部史学科卒業。

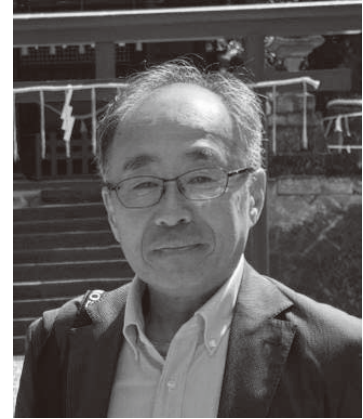
昭和60年4月～平成5年（1993）まで

福島県文化振興財団、福島市振興公社で埋蔵文化財
の発掘調査に従事。

平成5年4月 埋蔵文化財専門職員として白河市教育委員会勤務。

令和4年3月 白河市役所定年退職。

令和4年4月～ 白河市文化財課に文化財専門研究員として勤務。



【主な著作等】

- ・「白河郡衙遺跡群」2005 同成社
- ・「白河市史」 第1巻 通史編1 2004 白河市 共著
第4巻 自然・考古編 2001 白河市 共著
- ・「図説 白河の歴史」2000 郷土出版社 共著
- ・「白河」 2015 歴史春秋社 共著

【講演要旨】

- ・東日本大震災前の小峰城の位置づけ。
- ・東日本大震災での被害は文化財の被害としては最大規模。その姿を目の当たりにして考えた修復の方法とその方針とは。
- ・小峰城で実践した修復方法は、文化財石垣修復のモデルケースと評価され、その手法が全国の石垣の災害復旧に波及している。その事例を紹介。
- ・小峰城の石垣修復後に進めた新たな整備。

1 知る 活かす 伝える ふるさとの歴史と誇り

～「石川弾正顕彰会」の創設と活動～

安達支部 日下部 善 己

はじめに ー私の「ふるさと再発見」の旅ー

- ◇「Think globally, Act locally」 (環境白書から)
 (地球規模で物事を考えながら、先ず足もと〔地域〕から始めよう)

1 ふるさとの伝説を知る ーこれは本当か!?!ー

「百目木は阿武隈の山間の小さな町だが、石川弾正という殿様がいた」、「お城の“石川様の坪石”の周りを、息を継がずに3度回ると“黄金の鳥”が出る」、「ここは、安藤広重の浮世絵“百目木八景”にも描かれている」



黄金の鳥と石川様の坪石

2 塩松石川氏と百目木城を調べる ー戦国武将と政治軍事拠点ー

- (1) 奥州石川氏一族の塩松 (二本松市東部) 開拓と経営
- (2) 石川弾正光昌と戦国大名 ー田村・大内・伊達・相馬氏
- (3) 百目木城の七つの郭 (平場) ー守り堅固な山城
- (4) 広重『陸奥安達百目木驛八景圖』の制作 ー坪石の秋の月

3 「石川弾正顕彰会」の設立発起人となる ー郷土の偉人を次世代にー

- (1) 石川弾正顕彰会の組織化と事業企画 (平成 24)
 - 総会・講演、例会、会報「塩松東物語」、登城路清掃
 - 塩松石川氏〔石川弾正〕顕彰祭 (公開)、弾正墓参
- (2) 行政機関の後援や他組織との連携・交流
 - 二本松市、市教委、岩代観光協会、同地域集落支援員



百目木小唄の復活演奏

4 新たな顕彰会事業に取り組む

ーみんなで、故きを温ね新しきを知るー

- (1) 大人たちの地域学とその公開・活用
 - ① 『百目木小唄』の復活演奏：大正琴サークルももせ
 - ② 『いしダンくん (甲冑・直垂ダンくん)』制作発表
 - ③ 『百目木城跡説明板』制作と登城口への設置
 - ④ 石川昌長氏 (弾正公後裔) の講演『石川弾正公と私』
- (2) 子どもたちの地域学習の支援
 - ① 地元の市立小学校の地域探検・発信への協力



いしダンくんの発表

おわりに ー地域文化を明日につなぐー

- ◇ 私たちが、自分のふるさとを、より詳しく、より正しく知ることは、大変大事なことです。それは、福島県を知り、日本を知り、世界を知る、大事な芽になるからです。

(安達管内小学校長会長 鈴木九二八先生から安達地区の児童たちへ、昭和 41)

- ◇ 今日のまとめ

明日を拓く今日という日は、昨日から続いている今日であることを忘れてはならない。

2 肉眼では見えない世界に迫る



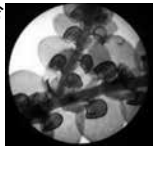
北会津支部 滝沢玲子

1 はじめに




気が付けばあれもこれもとあふれるほどに。

2 肉眼では見えない世界

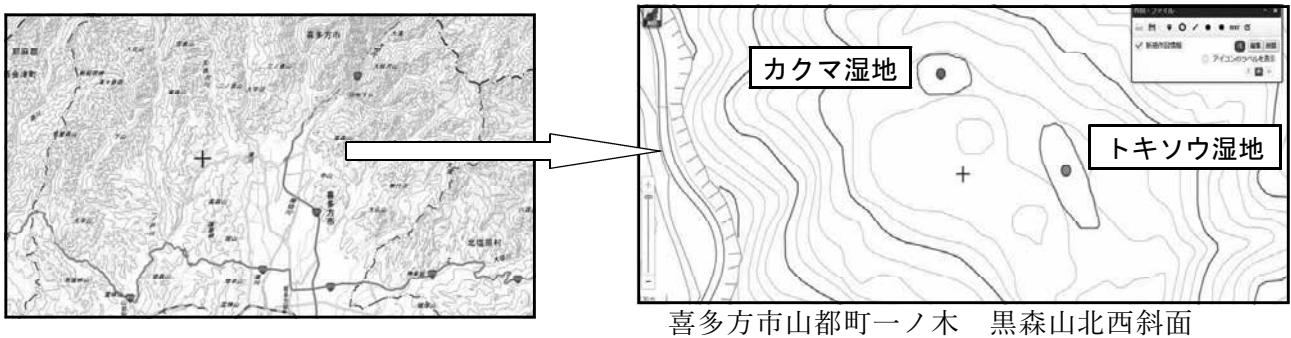
(1) 小さな世界に迫る「鶴ヶ城公園の小さな世界コケ（蘚苔）植物」

<p>エゾスナゴケの蒴</p> 	<p>ゼニゴケの気室</p> 	<p>カラヤステゴケの葉</p> 	<p>乾燥しているが、石垣・土上・樹幹・屋根等に53種類以上のコケ植物が生育している。都会のコケ、人里のコケ、自然豊かなところのコケが混在している。</p>
<p>岩上や地面に群生する蘚類。砂質の地面を基物にするのでスナゴケ。屋上緑化に活用</p>	<p>葉状体に雄器托と雌器托を形成する苔類。雄器床が銭に似るのでゼニゴケ。無性芽器が有る。</p>	<p>樹幹を基物にし、ヘルメット形の腹片と卵形の背片、先が二列した腹葉をもつ苔類</p>	

(2) 遠い世界に迫る「会津若松市の野鳥」

	<p>サンコウチ ヨウとの長い付き合い</p>		<p>がんばれ クマタカ (クマツタ)</p>		<p>パンのおおらかな子育て</p>
	<p>雄：45cm 低山で子育てをする夏鳥。雄は黒色の長い尾をもち、ヒーヒー体体いとさえずる。雄雌ともアイリングと嘴が青い。</p>	<p>雄：72cm ノウサギ等を狩る大型の鷹。雌雄同色で、後頭に冠羽、喉の中央に黒線、胸に暗褐色の縦斑。翼は後端膨らみ幅広。翼先7裂</p>		<p>雌雄：32cm 雌雄同色で、黒色の体、脇と下尾筒に白斑、額板と嘴が赤く先は黄色い水鳥。水辺で昆虫・甲殻類・葉・種子を食べる。</p>	

(3) 未知なる世界に迫る「菅沼湿原を探して」



3 おわりに

(1) ソフトランディング

(2) 可愛い、ちょっとおもしろいということを撮り続ける。

(3) 生ある限り「センス・オブ・ワンダー」

3 生かされた命を生きる ～防災で紡ぐ未来（いま）～

相馬支部 高橋 誠

- 1 鮮烈で衝撃的な遭遇から
未曾有の出来事3.11東日本大震災での被災
（相馬海浜自然の家勤務中に）
被災体験から「生かされた命」の思いを強く



- 2 体験からの「おもい」を紡ぐ防災への取り組み

- (1) 学校現場に戻って
継続的・計画的な実践的・実行的な避難訓練の実践
子ども達の防災学習の成果の発信による広がり
- (2) 退職後、「防災教育専門員」として
市内全小・中学校での統一的な指導実践



- (3) 日本赤十字社福島県支部の防災教育プロ
グラム指導スタッフとして
県内小・中学校での日赤防災教育教材
「まもひろ」の指導実践



- (4) 日本赤十字奉仕団指導講師、青少年赤十字
賛助奉仕団員として
各地区地域赤十字奉仕団の学びの手助け、各小・中学校での実践



- (5) 防災士として
地域の防災意識の高揚につなげる防災訓練の展開



- (6) 防災学習交流において
学習院女子中・高等科ボランティア部との
防災学習の継続での発信



- 3 防災で紡ぐ命の恩送り
生かされた命で、誰かの役に立つ活動を、無理
なく無理せず、「思い」を「重い」にせず語り広げる
活動を地道に未来（いま）も。
永遠の今を夢中に生きようと心に刻んで！

大会宣言

私たち福島県公立学校退職校長会は、創立以来、先人の教育に寄せる熱い思いと献身的な取組を継承して60年を超える歴史を重ねてきた。この間、自らの生活の向上、地域社会の進展、そして本県教育振興発展のため様々な取組を行ってきた。

しかしながら、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故によって、私たちの生活は大きく様変わりし15年が経過した。落ち着いた生活ができるようになってきてはいるが、それでも被災地区においては、現在もなお事故収束と復興・創生への遠い道のりが続いている。私たちは、「双葉の灯を消さない」よう、今後とも本会を挙げてふくしまの復興・創生の支援活動を続けともに進んでいきたい。

このような中であって、私たちは本会の存在意義を改めて見つめ直し、組織のもつ力を活かすとともに、これまで積み重ねてきた会員一人一人の経験と知恵を活かし、子どもたちの教育環境の充実、学校支援と、持続可能な地域の人材育成のための教育推進に努めているところである。また、感染症の予防に留意しながら、本会並びに各支部活動を展開している。

ここに、第60回福島県公立学校退職校長会西白河大会の開催にあたり、下記事項の実現に向けて、その決意を宣言するものである。

記

- 一 ふくしまの復興・創生に向けて、社会貢献活動に積極的に協力し、一人一人が生きがいをもって生活することができるよう努める。
- 一 さらなる魅力ある会を目指して組織の拡充を図るとともに、本会ホームページ等の情報や各支部活動のよさに学び、支部活動を充実させ、会員同士の触れ合いや支え合いを一層深めるよう努める。
- 一 未来を担う子どもたちの地域のよさの学びを通して、持続可能な地域を担う人材育成のための教育の推進と教育環境の一層の整備充実について、県並びに市町村教育委員会や関係機関、学校等への働きかけの強化に努める。
- 一 退職後の生活の再建・安定のために、年金生活が保障され、保険・医療・福祉等の制度がより充実されるよう、関係団体と連携しながら要望活動に努める。
- 一 感染症の予防に留意して、会員は率先して動き、歩き、笑い、心身を鍛え、健康長寿を目指すよう努める。

令和8年6月9日

第60回 福島県公立学校退職校長会西白河大会

V

閉 会 式

14:50～15:00

- 1 開式のことば

- 2 次期開催支部代表あいさつ

- 3 閉式のことば

1 県事務局の要望活動

- (1) 震災後の要望書は、「東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故」の被災に鑑み、これまで本県教育に携わってきた立場から、学校教育のさらなる充実と会員の生活の再建・安定という喫緊の課題に焦点化・重点化した内容としてきたが、ICT化など「児童生徒及び教職員の喫緊の課題と対応」について、さらには教員不足、優秀な教員の確保等についても勘案したものとする。
*今後、状況の変化・推移や現職校長会との教育懇談会における意見等を踏まえて加除修正することもある。
- (2) 県事務局としての教育に関する要望活動は、県都市教育長協議会及び町村教育長協議会の要望活動を踏まえ県小・中学校長会及び県高等学校長協会等の要望事項について、県教育委員会に対して懇談会形式で行う。
- (3) 年金・医療などの福祉関係の要望活動は、全国連合退職校長会及び福島県退職公務員連盟と連携、協力して推進する。

2 各支部の要望活動

- (1) 県事務局作成の教育関係要望事項を参考に、各市町村教育委員会教育長に対して具体的な要望活動を行う。
- (2) 県事務局作成の年金・医療保険・介護保険関係要望事項を参考に、各市町村長に対して要望活動を行う。
- (3) 各支部・地域の実情に即した要望事項については、各支部ごとに、必要な機関・団体に対してそれらに関する要望活動を行う。（特に、中核市行政に配慮した内容等については、本要望事項を基に付加して行う。）
*各支部ごとの要望書には、県会長名と支部長名を併記する。

3 要望内容

1 本県(当地区)学校教育の復興・充実のため、国(・県)との連携の下、将来を見据え、さらなる教育諸条件の整備・充実に努めていただきたい。

- (1) 豊かで活力のある「誰一人も取り残さない」社会の実現のため、学習指導要領を踏まえた持続可能な開発のための教育ESD・SDGsを積極的に推進していただきたい。また、第7次福島県総合教育計画の具現化のために、十分な教育予算の確保とともに教員の確保に努めていただきたい。
- (2) 行政・教育関係団体・地域等が連携して持続可能な学校への支援体制を整備するとともに、教員の魅力を積極的・計画的に発信し、教員不足・教員のなり手不足の解消と優秀な教員を確保していただきたい。また、学校における働き方改革の実現に向けたチーム学校推進のための優秀なスタッフの配置継続と増員に努めていただきたい。
- (3) 学力や体力の向上、いじめ、虐待、不登校等生徒指導上の諸問題や健康教育、放射線教育を含めた震災・防災教育等に対し、課題解決に向けた効果的な施策等を企画・実行していただきたい。特に不登校生徒対応としての校内居場所支援員の拡充、SNS等に起因する問題等に対するネットリテラシー教育の充実に努めていただきたい。
- (4) 施設等の老朽化対策を早急に講じるとともに、児童生徒が安全で安心して学べる教育環境及び時代にふさわしい施設・設備の充実に努めていただきたい。

2 年金生活者や高齢者の生活の保障・安定を図るとともに、年金制度及び保険・医療・福祉等の充実、退職者の再任用や講師の登用等について、関係機関に強く要望していただきたい。

- (1) 未だ被災により避難を余儀なくされている年金生活者や高齢者の生活の再建と安定のために、引き続き特段のご高配をいただきたい。
- (2) 公務員制度の一環としての「厚生年金制度」の趣旨を生かし、安定した年金生活が今後とも保障されるよう、特段のご高配をいただきたい。
- (3) 医療保険制度や介護保険制度における高齢者負担軽減についての改革にご高配をいただきたい。
- (4) 退職後が健康で意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働き続けることができるよう、退職者の再任用や講師の登用等について特段のご高配をいただきたい。

3 その他

- (1) 児童生徒をはじめ学校、地域住民の安心・安全を担保するため、地域の特性を踏まえ、地球温暖化の影響による自然災害の激甚化や複合的な災害にも多層的に備えることができる体育館、特別教室等へのエアコン設置など実効的な対策を早急に講じていただきたい。

※ 要望書の提出先の違いによって、要望内容の順序や文言を入れ替える。

参考資料	県大会及び体験発表支部			平成21年度以降
------	-------------	--	--	----------

年度	回	北	中	津	浜
21	45	アウトドアライフを楽しむ 伊達	新しい自分との出会い 好奇心, 興味, 創造の喜び 東白川	国登録有形文化財『奥 会津臣の郷』だより 南会津	南相馬大会 サンライフ南相馬
22	46	二本松大会 二本松御苑	朝河正澄氏について 郡山	猪苗代湖のしぶき 氷の発見と広報活動 耶麻	青少年の心に平和の誓を 築く活動 いわき
23	47	会津大会 東日本大震災により中止			
24	48	菊に魅せられて 安達	楽しく・かしこく・元 気よく 西白河	会津大会 会津若松ワシントンホテル	東日本大震災・原発事故 と長期避難生活 双葉
25	49	福島支部のクラブ活 動と私の実践 福島	東白川大会 棚倉町文化センター	「八重の桜」余談・会津 藩秘話 北会津	3.11 こども文庫 「にじ」の開設と現状 相馬
26	50	高子二十境巡り 伊達	若者と仕事 未来に生きる若者達のために 石川	趣味を生かしての囲碁 指導 両沼	創立50年記念 いわき大会 スパリゾートハワイアンズ
27	51	伊達大会 伊達市ふるさと会館	国際理解とボランティア 田村	退職後の生きがいは大正 琴 南会津	学校支援ボランティアの会 いわき
28	52	日展への道 安達	会員の学校支援活動 岩瀬	会津大会 (耶麻支部担当) 会津若松ワシントンホテル	双葉の灯は消さない! 双葉
29	53	信夫野讃歌 福島	石川大会 ホテル八幡屋	地区会員の学校支援活 動 耶麻	南相馬市復興への道のり の中で 相馬
30	54	共に生きる社会を創 る 伊達	学校等支援ボランティ アバンクの活動 東白川	魅力ある指導者をめざ して 北会津	相馬大会 フローラ・ゲストハウス フェリチェ
31 元	55	福島大会 ホテル福島グリーンパレス	健康づくりをめざすク ラブ活動のあり方 郡山	「学校の応援団」ボラ ンティアによる学校支 援活動 両沼	人権擁護委員としての1 5年 いわき
2	令和2年度開催予定の会津大会は新型コロナウイルス感染拡大により1年延期 令和3年度に書面開催, 全会員に要項配付				
3	56	中国内モンゴル自治 区植樹行 安達	住民が楽しく生き生き と活動する姿を求めて 西白河	会津大会 (両沼支部担当) 【書面開催】	あれから10年の今と未 来 双葉
4	令和4年度開催予定の郡山大会は新型コロナウイルス感染拡大により1年延期 令和5年度に開催				
5	57	リタイヤ後は, 利他 Years! 福島	郡山大会 郡山ビューホテルアネックス	「日本遺産 御蔵三十 三観音」取材して 南会津	本事業所における障がい 者就労支援の現状と課 題 相馬
6	58	創立60年記念 二本松大会 二本松御苑	石川町歴史民俗資料館 移転オープンにあたっ て 石川	「人づくりの指針」へ の関わりを通して 耶麻	富士山の見える阿武隈の 山々 いわき
7	59	写真人生 「かきくけこ」 伊達	支部の現状と活性化に 向けた課題~会員の交 流を軸とした持続可能 な会活動を目指して~ 田村	会津大会 御蔵入交流館	「震災と事故後14年、 双葉の今」 双葉
8	60	知る 活かす 伝える ふるさとの歴史と誇り 安達	西白河大会 シン鹿島	肉眼で見えない世界に迫 る 北会津	生かされた命を生きる ~防災で紡ぐ未来(いま)~ 相馬
9	61	福島	岩瀬	両沼	(浜ブロック) いわき支部が主管

大会役員・大会実行委員

◇大会顧問 福島県公立学校退職校長会 顧問 佐藤昌志 小野孝雄
室井君男 佐藤俊市郎

◇大会会長 同 会長 福士寛樹

◇大会副会長 同 副会長 蓬田吉穂 須田元大
菊池芳次 林 宗一郎
坂爪靖夫

◇大会実行委員長 同 西白河支部 支部長 鈴木且雪

◇大会実行副委員長 同 西白河支部前支部長 栗林正樹
同 石川支部 支部長 内田賢壽
同 東白川支部 支部長 古張金一

◇大会実行委員

係名	委員氏名 (◎主任)
総務	◎ 大戸祐一 角田彰三郎 佐藤修
庶務	◎ 佐藤雅義 亀田征利 渡邊康一
会計	◎ 箭内貞男 武藤誠
進行	◎ 石川政彦 原豊子
会場	◎ 佐川栄敬 益子保弘 浅賀秀寿 稲林敬 笹沼真一
受付	◎ 木村敏夫 松本明倫 原隆 柳沼昌仁
案内	◎ 鈴木憲一 佐藤悟 星喜博 箭内清和
接待	◎ 佐藤正弘 佐藤美江子 小針恵美子
記録	◎ 芳賀淳 大竹宏之

福島県公立学校退職校長会役員

顧問 佐藤 昌志 小野 孝雄 室井 君男 佐藤 俊市郎

会長 福士 寛樹

副会長 蓬田 吉穂 須田 元大 菊池 芳次 林 宗一郎
坂爪 靖夫

監事 古張 金一 目黒 健一郎 小野田 敏之

評議員

(福島)	鈴木 昭雄	高橋 賢司	(伊達)	蓬田 吉穂	高橋 孝
(安達)	佐藤 英之	渡部 祐司	(郡山)	村上 利行	皆川 晃
(岩瀬)	須田 元大	薄井 英一	(石川)	内田 賢壽	矢吹 伸一
(田村)	根内 喜代重	安瀬 一正	(西白河)	鈴木 且雪	佐藤 修
(東白川)	古張 金一	永山 陽一	(北会津)	菊池 芳次	佐藤 清美
(耶麻)	阿部 充也	大場 健哉	(両沼)	目黒 健一郎	山口 健
(南会津)	齋藤 修一	星 裕次郎	(相馬)	林 宗一郎	午來 勝顕
(双葉)	小野田 敏之	鈴木 孝彦	(いわき)	沢 宏一	伊達 多津也

理事 安田 喜市郎 野崎 修司 勝見 五月 渡辺 勝則
長岐 博 小檜山 宗浩 吉田 務 宍戸 弘治
渋谷 朗 亀岡 和美

常任理事 事務局長 鈴木 博
(事務局) 事務局次長 内藤 良行
総務部 内藤 良行(兼) 高橋 正之 中村 徹
伊藤 勝彦
会計部 原 美子 根本 幸枝
調査部 橘内 薫 佐藤 秀雄
広報部 二瓶 洋允 佐藤 洋一

福島県公立学校退職校長会会則

(名称・事務所)

第1条 この会は、福島県公立学校退職校長会と称し、事務所を会長が指定する所に置く。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の旧交をあたため、生活の向上を図るとともに、本県ならびにわが国教育の向上につとめることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

会員の親睦会、機関紙の発行、会員の互助慶弔、会員の経済的社会的地位の向上、教育振興のための社会活動、その他本会の目的達成のため必要な事項。

(組織)

第4条 この会の会員は、福島県の公立学校長職にあった退職者、および役職(校長)定年者をもって組織する。

さらに、現職にある公立学校長を賛助会員とすることができる。

(役員)

第5条 この会に次の役員をおく。

会長1名、副会長5名、監事3名、評議員若干名、理事若干名

(役員を選出及び任期)

第6条 会長・副会長・監事は評議員会で、会員の中から選出する。

評議員は、各支部から2名を選出する。うち1名は支部長をこれに充てる。

理事は、会長が委嘱する。

役員任期は2年とし再任を妨げない。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

役員任期が終了しても、後任役員が定まらないうちは、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第7条 会長は会務を総理し本会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長事故有るときは、あらかじめ会長の定める順序でその職務を代理する。監事は会計を監査する。評議員は会員を代表して会務を審議し、これを議決する。理事は会務を処理する。

(顧問)

第8条 この会に顧問をおくことができる。顧問は評議員会で推薦し、会長の諮問にこたえる。

(事務局)

第9条 この会に事務局をおく。事務局の組織は別にこれを定める。

(会議)

第10条 この会の会議は、評議員会・大会・理事会・支部長会とする。

評議員会は本会の決議機関であって、会則・役員選出・予算その他重要事項の審議にあたる。

大会は毎年1回以上開き、必要な事業を行う。

理事会は会務の執行について協議し、これを処理する。

支部長会は、会務の円滑な執行を図るため、必要に応じて開催することができる。

(会計)

第11条 この会の経費は、会費・寄付金等をもってこれに充てる。ただし、満90歳以上の会員からの会費はこれを徴収しない。

会費の額は評議員会で決める。

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(支部)

第12条 この会に次の支部をおく。

(福島・伊達・安達・郡山・岩瀬・石川・田村・西白河・東白川・北会津・耶麻・両沼・南会津・相馬・双葉・いわき)

支部に関することは別にこれを定める。

(会則改正)

第13条 この会の会則は評議員会の決議によらなければ変更することができない。

(細則)

第14条 この会に必要な細則は理事会でこれを定めることができる。

(施行)

第15条 この会則は昭和40年4月9日から施行する。

昭和44年5月28日改正施行

昭和48年6月25日改正施行

昭和49年5月27日改正施行

昭和50年5月31日改正施行

昭和52年5月28日改正施行

昭和54年6月2日改正施行

昭和57年4月22日改正施行

昭和59年4月22日改正施行

昭和60年4月26日改正施行

平成10年4月22日改正施行

平成12年4月19日改正施行

平成19年4月19日改正施行

令和5年12月8日改正施行(第4条役職定年)

ただし、改正後の会則11条の施行以前の免除会員については、なお従前の例による。

【福島県公立学校退職校長会申し合わせ事項】

1. 会則第6条（役員の選出及び任期）に関する事 [平成15年4月17日評議員会決議]
任期中に副会長（ブロック選出）・監事に欠員が生じた場合には、当該ブロックで選出した者をそれぞれ、その任に充てるものとする。
2. 会則第11条（会計）に関する事 [平成16年4月22日評議員会決議]
会員の会費の徴収について、次の2点を16年度より実施する。
（1）毎年度、4月1日から5月31日までに亡くなられた会員の会費は徴収しない。
（2）心身の障害等で支部会費を免除されている会員については、本会の会費を免除することができる。
3. 会則第4条（組織）に関する事 [平成19年4月19日評議員会決議]
県外の公立学校長職にあった退職者で、県内に在住し、当該支部が認めた場合は会員となることができる。
4. 会則第3条（事業）に関する事 [平成20年4月17日評議員会決議]
年度途中緊急の依頼によって、会の事業として引き受けなければならない事態が生じた場合、会長の判断により引き受けることができる。ただし、その結果を次年度の評議員会に報告するものとする。
5. 慶弔規定3（弔意）に関する事 [平成30年4月17日評議員会決議]
会員やその家族等と「やむを得ない事情」で連絡が取れずに、死亡が判明した時には、会費未納期間が2年以内の場合、会員死亡として弔意を表す。ただし、遺族等からの辞退申し入れがあった場合は、この限りではない。なお、この申し合わせ事項は、既に心身の障害等で支部会費が免除されている会員及び90歳以上で会費を免除されている会員には該当しない。
（1）会員継続の意思判断が得られない場合
（2）本人の所在が不明である場合
- ※ 会則10条（会議）に関する事 [平成31年4月23日評議員会決議]
「支部長会は、会務の円滑な執行を図るため、必要に応じて開催することができる。」とあるが、「当分の間、毎年1回開催する。」[平成16年4月22日評議員会決議]を削除する。

福島県公立学校退職校長会慶弔規程

1. この規程は会則第14条に基づき慶弔に関する規程を定める。
2. 会員が95歳及び100歳を迎えたときは、記念品を添えて「賀寿」を贈呈する。その他の慶事に関しては、特別な場合を除き支部に委ねる。
3. 弔意は次の通りとする。会員死亡の場合、弔辞及び香典3,000円を贈る。ただし、元現の会長・副会長・監事・顧問・支部長・理事に弔辞及び香典5,000円を贈る。
4. 必要生じたる場合、会長において裁量し、理事会に報告する。
5. この規程は昭和56年11月25日から施行する。
 - ・昭和56年4月14日改正施行
 - ・平成3年1月30日改正施行
 - ・平成22年4月20日改正施行
 - ・平成24年4月27日改正施行

福島県公立学校退職校長会事務局規程

1. この規程は、会則第9条、第14条に基づき、事務局の組織及び運営に関する事を定める。
2. 事務局員は、会長の指名する理事（常任理事という）をもって組織する。
3. 事務局に次の部を置く。
 - （1）事務局長
 - （2）総務部 若干名
 - （3）会計部 若干名
 - （4）調査部 若干名
 - （5）広報部 若干名
4. 事務局の任務は、おおむね次のとおりとする。
事務局長は、会長の命を受けて事務局を総括する。
総務部は、総務関係事務を処理する。
会計部は、会計関係事務を処理する。
調査部は、調査関係事務を処理する。
広報部は、会報等広報関係事務を処理する。
5. 必要に応じ本会の運営及び事務処理について協議するため、事務局会を開く。
6. この規程は昭和56年11月25日から施行する。
 - ・平成9年4月改正施行
 - ・平成25年3月改正施行

福島県公立学校退職校長会旅費に関する規程

第1 この規程は会則第14条に基づき、旅費に関する必要な事項を定め、会務の円滑な運営に資するとともに、会費の適正な支出を図ることを目的とする。

第2 本会の役員が会務を遂行するために自宅を離れ用務地に移動したときは、当該役員に旅費を支給する。

2 旅費の種類は鉄道賃・車賃、日当、宿泊料、その他用務に必要な費用とする。

第3 支給する鉄道賃・車賃の基準は次のとおりとする。

- (1) JR等の電車(新幹線含む)・バス等の交通機関を利用する場合は、その鉄道賃・車賃の実費を支給する。
- (2) 私有自動車を使用した場合、車賃は次のとおりとする。
 - ① 単独で使用する場合は、1km当り25円で計算する。
 - ② 同乗者と共に使用する場合は、1km当り40円で計算する。ただし、同乗者には車賃を支給しない。
 - ③ 高速道を使用した場合は、その料金を別途支給する。ただし、片道の走行距離が30km以上の場合とする。

第4 日当は、用務の日数に応じ1日当りの定額により支給する。

2 次の各号に該当する用務の日当は、1日当り

1,000円とする。

- (1) 会則第10条に定める会議(評議員会・県大会・理事会(事務局会を含む)・支部長会)
- (2) 監査会
- (3) 全連退理事会及び総会、副会長会、事務局長会
- (4) 東北地区退職校長会協議会
- (5) その他会長が必要と認める用務

第5 宿泊を伴う用務については、宿泊に要した費用の実費を支給する。その際、宿泊費の上限は、一泊について10,000円とする。

第6 その他用務に必要な費用は、全連退総会、東北地区退職校長会協議会の参加費を含み、当該用務の参加費の実費を支給する。

第7 この規程は、平成21年4月21日から施行する。

附 則

平成27年4月27日改正施行

平成29年3月10日一部改訂4月1日施行

福島県公立学校退職校長会「ぬくもり基金」規程

1. 名称

福島県公立学校退職校長会(以下「本会」という)に基金を置き、「ぬくもり基金」(以下「基金」という)と称する。

2. 目的

基金は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の被災により、本会運営の困難な状況に対応するために助成することを目的とする。

3. 原資

基金の原資として、秋田県退職校長会から寄せられた支援金及び同様な目的のために寄せられた支援金・義援金や寄付金をもって充てる。

4. 委員会

本会事務局に若干名からなる「ぬくもり基金運用委員会」を設置する。委員は会長が任命し、委員長は互選とする。委員長は、運用全体を統括する。

5. 運用

基金の運用は、別に定める「ぬくもり基金運用要綱」に従って「ぬくもり基金運用委員会」が行う。

6. 報告

「ぬくもり基金運用委員会」は、基金運用事業について毎年評議委員会に報告する。

附 則 この規程は平成27年4月27日より施行する。

福島県公立学校退職校長会「ぬくもり基金」運用要綱

1. 助成対象

助成対象は以下のいずれかに当てはまる事業とする。

- (1) 県大会の運営に関すること
- (2) 東北地区協議会に関すること
- (3) 緊縮予算の補填に関すること
- (4) その他「ぬくもり基金運用委員会」が必要と認められた事業

2. 助成金額

1件に関する助成金額を、原則として6万円以内とする。

3. 助成件数

助成件数は原則として年間3件以内とする。

4. 助成選定

助成対象の選定は、「ぬくもり基金運用委員会」が行う。選定結果を事務局会に報告し、会長の承認をもって最終決定とする。

5. 成果報告

助成を受けた事業については、終了後に事業報告書(別紙)を提出する。

附 則

この要綱は、平成27年4月27日より施行する。



**【大会要項袋】
紅葉の南湖公園（白河市）**

南湖は「日本最古の公園」として、白河藩主松平定信が造成したこの地を身分の差を越え庶民も楽しめる「土民共楽」の思想を掲げ、開放したこと由来する。四季の景観が水の面に映る様は訪れる人の心を癒やしている。



**【要項表紙】
小峰城三重櫓（白河市）**

小峰城は、江戸時代には7家21代にわたり、「奥州の抑え」としての役割を担った。平成3年には三重櫓、平成6年には前御門が、木造で復元整備され、往時の姿をしのぼせている。現在は清水門の復元工事中である。



**【要項表紙裏】
昌建寺のしだれ桜（泉崎村）**

永正6年（1509）創建の昌建寺境内には本堂を覆うほどの大きなしだれ桜があり、推定樹齢は230年、春には降り注ぐように咲き誇る桜が本堂を包み込むベールのような姿を見せてくれる。



**【要項表紙裏】
川田神社の狛犬（中島村）**

県南地方は狛犬の宝庫ともいわれ、中でも小松寅吉の手による狛犬は、芸術の域にまで達していると評価がある。空を飛んでいるかのように、躍動感あふれる狛犬は『飛翔獅子』と呼ばれている。



**【裏表紙】
一休みの滝（西郷村）**

一休みの滝は阿武隈川の支流にかかる滝で、落差4mの直瀑。流れ落ちる水は、この先流で阿武隈川に合流する。付近には遊歩道もあり、秋の紅葉、渓谷美、点在する滝も楽しめる。

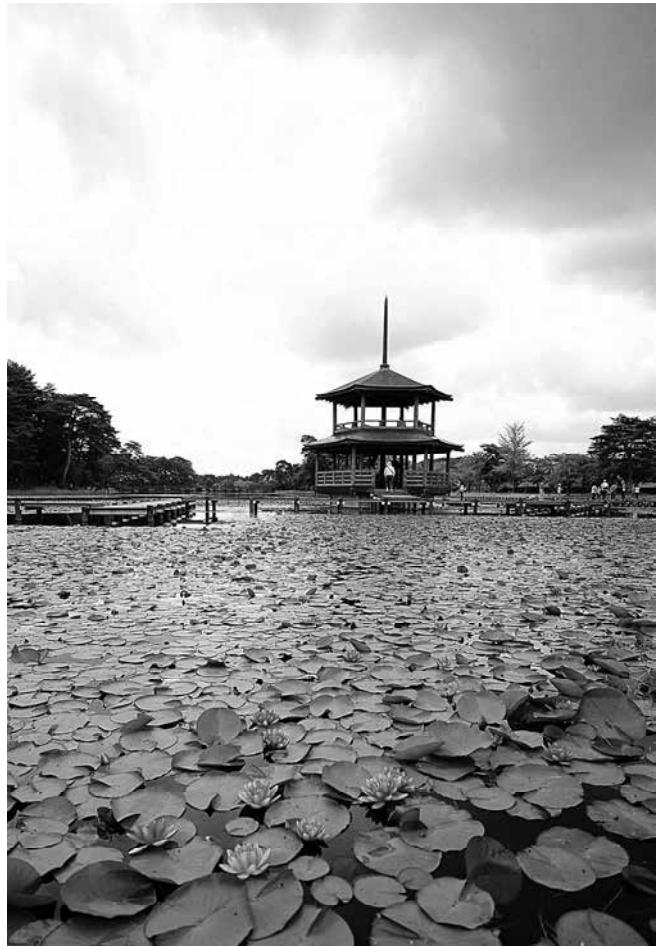


**【裏表紙】
大池公園（矢吹町）**

池と町木のアカマツが生い茂る自然空間を活かし造られた。園内では四季折々の花が咲き乱れ、特に、7月上旬からは「大賀蓮（古代蓮）」の大輪が池の表を覆い、訪れる人たちの目を楽しませる。



一休みの滝（西郷村）



大池公園（矢吹町）